重要事項説明書 <改訂版・KFC-606 版・708 版・918 版・ホーム第 2 版>

改訂新旧対照表

<改訂版·KFC-606版·708版>

14.1 当社の責によるお客様への損害賠償

II. 賠償額

<mark>重過失の場合を除き当社は</mark>次の賠償額を限度としてお客様に損害金をお支払いします。

改 訂(新)

ただし、お客様は書面にて当社にその賠償請求を行うものとします。

- ① 人的損害・物的損害併せて 1 事故につき 1 0 億円まで。
- ② 前号にかかわらず、現金・貴重品については損害総額で 1 億円まで。

なお、ここでいう現金・貴重品とは、貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、宝石、貴 金属、美術品および骨とう品、その他これらに類する財物とします。

<918版・ホーム第2版>

14.1 当社の責によるお客様への損害賠償

II. 賠償額

<mark>重過失の場合を除き</mark>当社は次の賠償額を限度としてお客様に損害金をお支払いします。

ただし、お客様は書面にて当社にその賠償請求を行うものとします。

- ① 人的損害・物的損害併せて 1 事故につき 1 0 億円まで。
- ② 前号にかかわらず、現金・貴重品については損害総額で 1 億円まで。

なお、ここでいう現金・貴重品とは、貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、宝石、貴 金属、美術品および骨とう品、その他これらに類する財物とします。 <改訂版・KFC-606 版・708 版>

14.1 当社の責によるお客様への損害賠償

II. 賠償額

当社が加入している保険により次の賠償額を限度としてお客様に損害金をお支払いします。

ただし、お客様は<mark>上記損害発生の日(旅行等の長期外出時は帰宅後)から10日以内に、</mark>書面にて当社にその 賠償請求を行うものとします。

現 行(旧)

- ① 人的損害・物的損害併せて 1 事故につき 1 0 億円まで。
- ② 前号にかかわらず、現金・貴重品については損害総額で 1 億円まで。

なお、ここでいう現金・貴重品とは、貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、宝石、貴 金属、美術品および骨とう品、その他これらに類する財物とします。

<918版・ホーム第2版>

14.1 当社の責によるお客様への損害賠償

II. 賠償額

当社は次の賠償額を限度としてお客様に損害金をお支払いします。

ただし、お客様は<mark>上記損害発生の日(旅行等の長期外出時は帰宅後)から10日以内に、</mark>書面にて当社にその 賠償請求を行うものとします。

- ① 人的損害・物的損害併せて 1 事故につき 1 0 億円まで。
- ② 前号にかかわらず、現金・貴重品については損害総額で 1 億円まで。

なお、ここでいう現金・貴重品とは、貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、宝石、貴 金属、美術品および骨とう品、その他これらに類する財物とします。

※本説明書は、2023年10月1日から適用します。